

枚方市立津田小学校

危機管理マニュアル

令和8年5月改定

安全・防災計画

(1) 目標

校内における災害発生を常時注意するが、非常災害発生の場合は、全員一致協力して児童避難・初期消火等にあたりその万全を期する。

(2) 災害避難計画

A 火災消防避難計画

①組織 学校長のもとに次の6班を編制する。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1 避難誘導班 | 各学級担任 |
| 2 消火班 | 男子職員 児童避難完了後、初期消火（校長指揮） |
| 3 重要書類搬出班 | 担任外教諭（教頭指揮） |
| 4 救護班 | 養護教諭 |
| 5 報知班 | 校長 教頭 |
| 6 避難確認班 | 1号館（布施） 2号館（関） 3号館（井上） |

②避難

火災発生の報知を知ると、各学年において直ちに一切の学習や行事を中止して次頁の経路図の要領により避難する。但し、火災発生の場所により適宜変更する。

B 地震避難計画

地震の発生した場合、担任は的確な判断のもとに、学級児童を完全に掌握して、速やかに行動する。

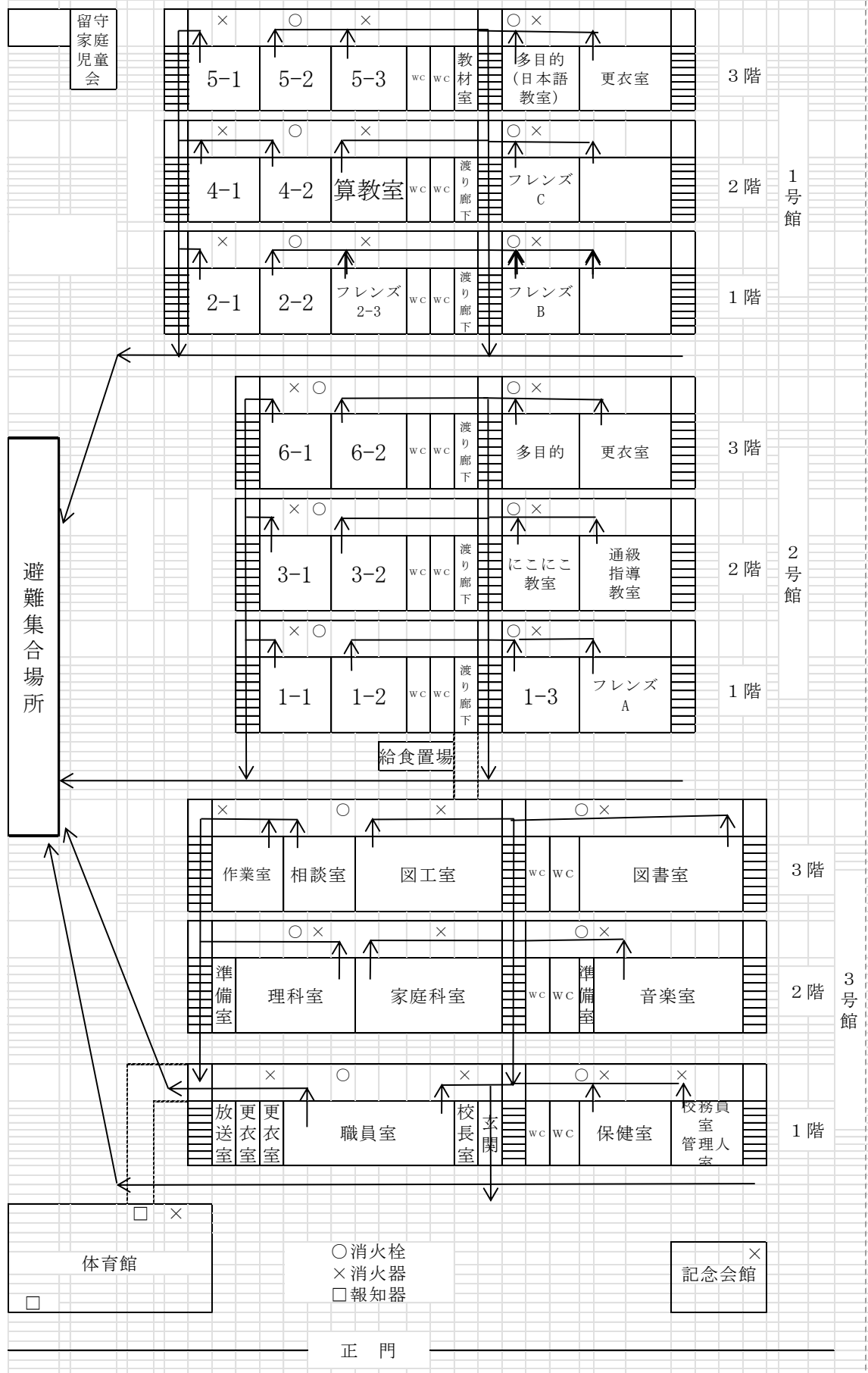
- ・児童を机の下に入れる。
- ・校長の指示により事後措置をとる。
- ・運動場に避難する場合は、落下物に注意する。

*震度5弱以上の大規模地震が発生した場合は、「災害発生時の危機管理マニュアル」より対応する。

C 台風避難計画

- ・台風が接近した場合は予報に注意し、校長の指示により登校中止の措置をとる。

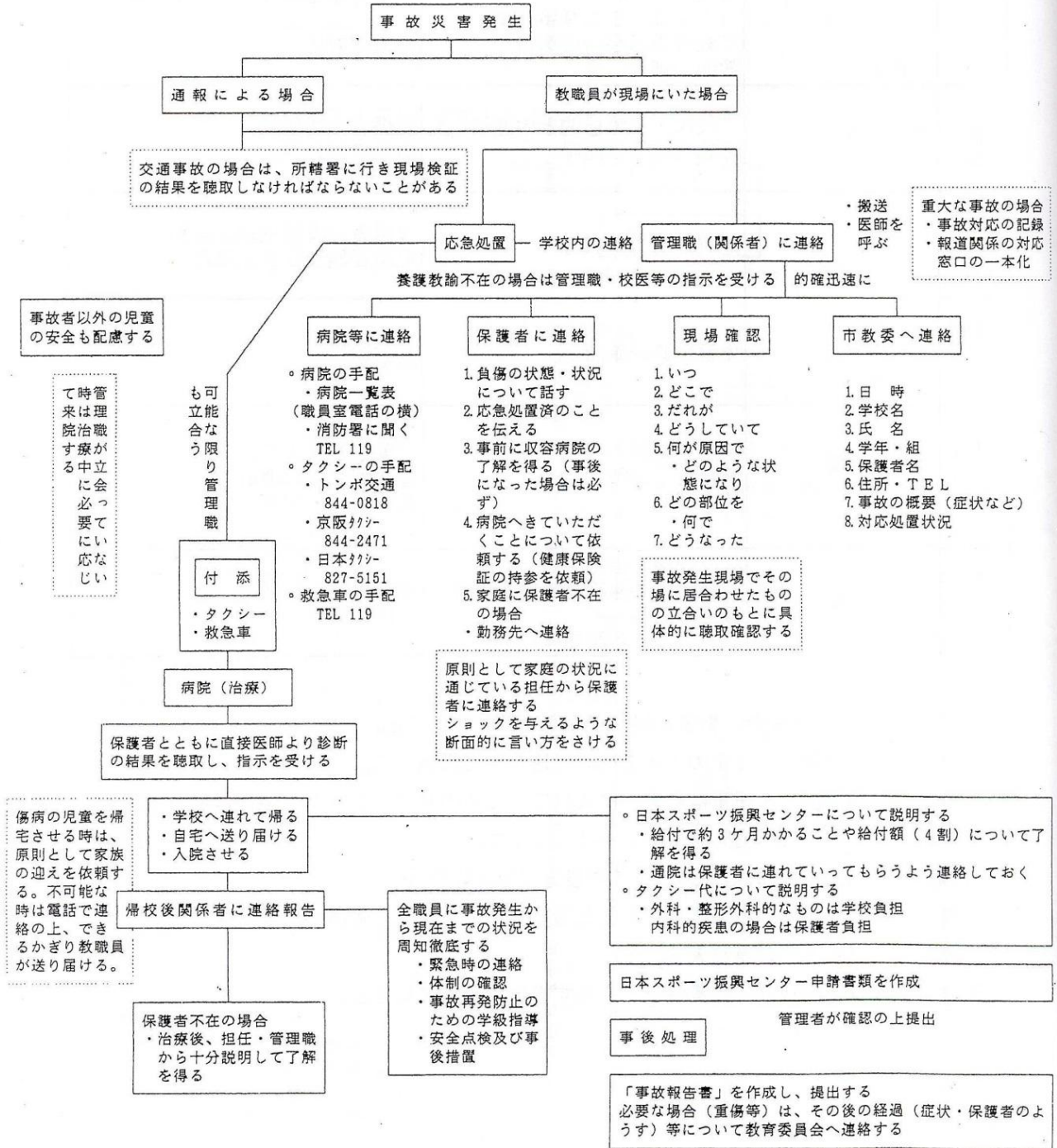
(3) 避難経路



(4) 事故災害発生時の対応について

- 学校事故
1. 教育課程に基づく授業を受けているとき
 2. 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき
 3. 休憩時間その他校長の指示、承認に基づいて学校にあるとき
 4. 通常の経路方法により通学するとき及びこれに準ずるとき

事故災害発生時の対応



(5) 児童の安全管理について

1. 本校の危機管理の基本方針

◎危機管理の必要性

学校は、児童が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所であればならない。しかし、ときとして学校の安全を脅かす事件・事故が発生する。そのようなときに備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。

◎危機管理の目的

- 1 児童や教職員の命を守る。
- 2 危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ。
- 3 万一、事件・事故が発生したときは、即、警察に通報するなど、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。

2. 通常時の警備体制

(1) 登校時

①児童の登校時は正門を開放する。

*児童の登校時間は原則的に8:15~8:25とする。

*児童が遅刻して門が閉まっている場合は、インターホンを鳴らすことで開門する。その場合はオートロックのついた小さな扉から入る。

(2) 授業時

①門は施錠している。小さな扉はオートロックで施設している。

②来校者はインターホンで名前と用件を伝える。職員室で来校者を確認した者がオートロックの開錠をおこなう。

(3) 下校時及び放課後

①下校の時間帯には開錠し、その後は施錠する。

(4) 来校者の受付

①来校者は玄関の受付で記名後、来校者証を着用すること。

②学校関係者はその所属が明らかになるように職員名札を着用すること。

*教職員はオートロックの番号で開錠できることとする。

3. 校内巡視と安全点検

(1) 校内巡視

①本校教職員であることが誰にでもわかるように、校内では職員名札を着用する。

②教職員は不審者の侵入がないか、常に注意し、時間の許す範囲で校内巡視を心がける。

4. 不審者侵入時 緊急対策組織表

		不審者発見時の任務	避難後の任務
本部	本部長：校長 (または教頭) 副本部長：教頭 または教務主任 教務主任	全体の総括・指揮 本部長の補佐・本部長不在時の 任務 代行状況把握と指示 組織活動の推進(対応指示) 関係諸機関との対応 (連絡：支援担) →110・119番へ連絡 市教育委員会への報告 教頭の補佐	情報収集 指示徹底 点呼及び負傷児童確認結果の 集約 授業継続か下校の判断 保護者対応説明 負傷児童搬送先への付添の指示 各機関対応
救護班	養護教諭	学校医・医療機関との連絡 応急処置及び記録	負傷者の処置 負傷者搬送等
避誘導難班	各担任	避難・誘導／収容	負傷者の実態把握・記録 児童管理及び2次避難
避確認難班	1号館 2号館 3号館	児童の避難確認	2次被害防止 施錠等
初対応期班	担任外教諭	不審者対応 不審者の隔離 校内巡回	不審者隔離 (警察到着まで) 警察到着後救護班へ 状況報告・記録 2次被害防止
報知班	校長・教頭	状況把握と指示 各諸団体に連絡と支援を求め る	情報報告と記録 広報関係担当

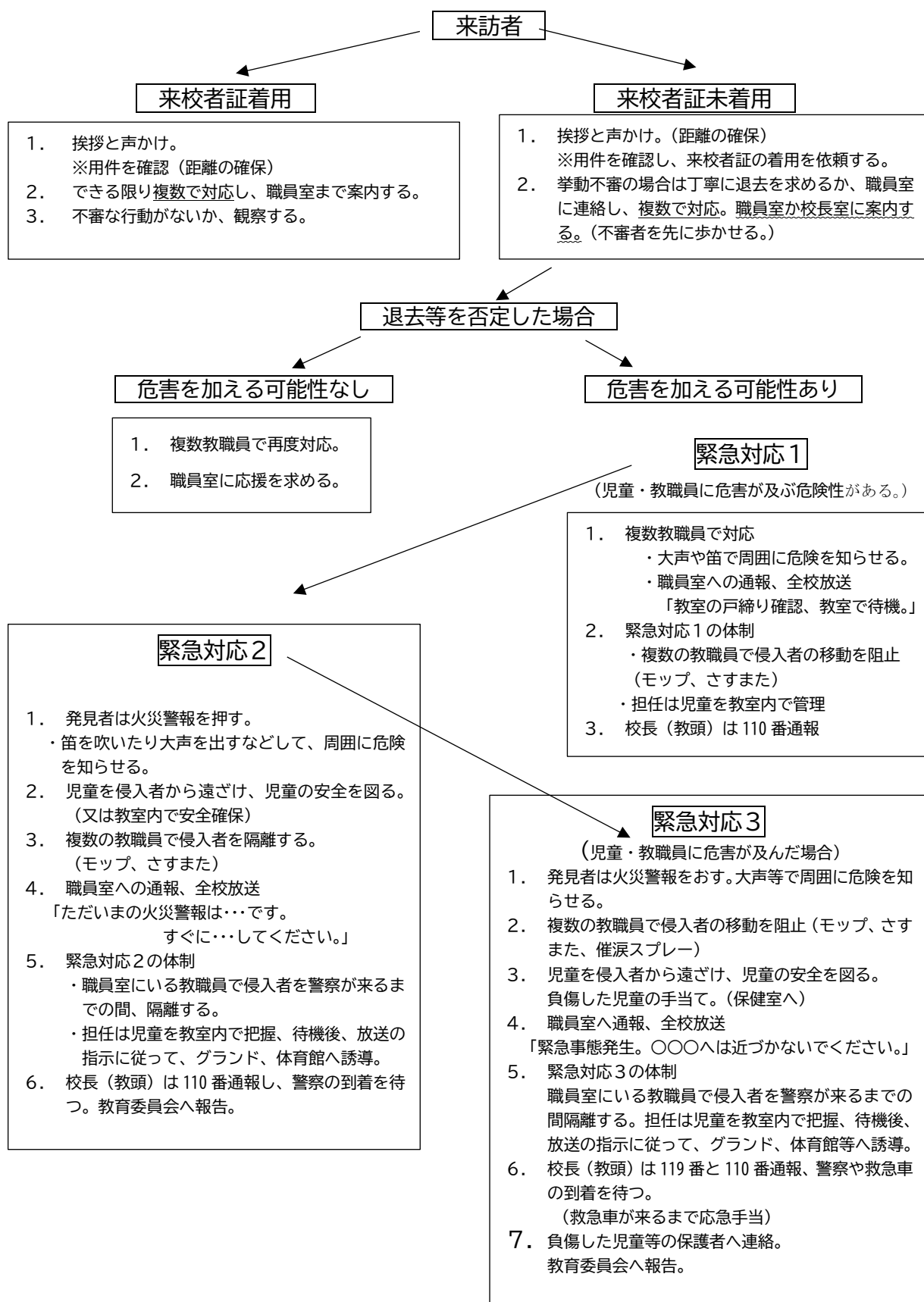
- 緊急放送が入った場合、教室待機か避難かを確認すること。
- 担任は、避難場所・児童の人数を確認後速やかに行動する。
- 教室待機の場合・・・児童は教室に入れて、後ろのドアのロックと担任は前のドアを施錠し、前ドアの所に防犯用道具を持って立つ。

※ 避難の場合は、原則的に先頭が担任で後方が担外等職員

複数の学級で避難する場合は、最初と最後に担任の配置。応援が出せる場合は、真ん中に担外等の職員が入ること。

◎ 隔離する場所は校長室・職員室とし、必ず複数で対応すること。

不審者侵入時のフローチャート



(6) 水泳指導時における安全指導について

1. プール施設管理について

委託業者の施設を利用しており、管理は委託業者が行う。

2. 安全指導について

① プール使用規定

1. 本校職員、学校長が認めた指導者以外の使用は認めない。
2. 脱衣場を使用するときは、注意をよく守り、人に迷惑をかけない。
3. 準備運動、整理運動は十分に行う。
4. シャワーは入水前後必ず使用し、体をよく洗う。
5. プールサイドで騒いだり走り回ったりしない。
6. 水泳帽は必ず着用すること。また、浮き袋などは持ち込まない。
7. 8. 2~3名を一組とし、入水終了後は必ず相手と組み確認する。
8. プール入水中、体の調子が悪くなった時はすぐ届ける。

② プール入水の順序

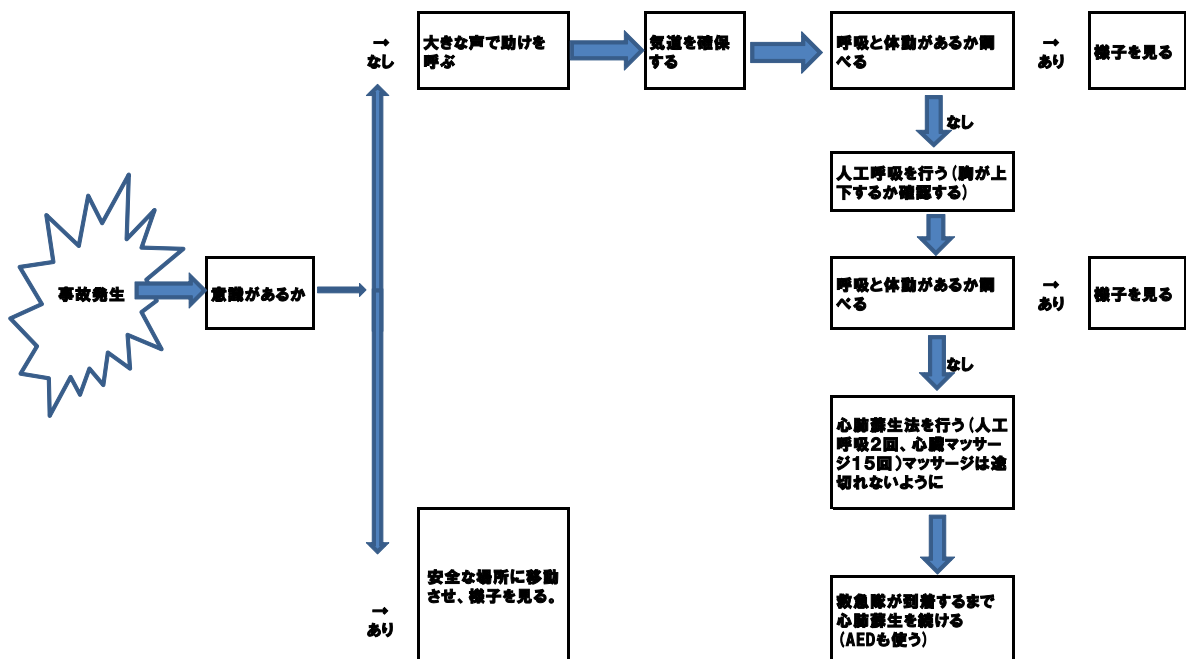
- ① 体調調査 → ② バディシステム (点呼) → ③ 準備運動 → ④ シャワー →
- ⑤ 入水 → ⑥ 休息 (繰り返し) → ⑦ バディシステム (点呼) → ⑧ 整理運動 →
- ⑨ シャワー → ⑩ 更衣

④ プール指導 監視留意事項

- <入水前> ●更衣室、シャワーの清掃・点検、水泳帽の点検
●集合前に更衣させる。
●点呼 (バディシステム → 準備運動 → シャワー → 入水)
●シャワーで十分に体を洗わせること。(特に足、頭、腰)
- <入水中> ●飛び込み禁止
●監視はプールのコーナーに立つ。
●人数が多い場合は、泳ぐ方向を一定にする。
●事故発生の場合、全員プールよりあげ、校長に連絡し、他の一人は救急処置をする。
- <入水後> ●人数点呼 (バディシステム)
●整理運動
●シャワー
●更衣 (体をよく拭いてから着替える。特に頭をよく拭かせる。)

プール緊急時の対応について

1. 倒れている人（溺れている人）を発見する。
 2. 意識を調べる。
 - ① 呼びかける。
 - ② 肩を軽くたたいてみる。
 3. 大きな声で助けを呼ぶ。
 4. 救急隊に連絡する。AEDを持ってきてもらう。
 5. 気道を確保する。
 6. 呼吸と体動があるかを調べる。
 7. 人工呼吸を行う。（胸が上下するかを確認する。）
 8. 呼吸、体動があるかを確認する。
 9. 心肺蘇生法を行う（人工呼吸2回、心臓マッサージ15回）心臓マッサージは途切れないように。
 10. 救急隊が到着するまで、心肺蘇生を続ける。
- *焦らず、冷静かつ迅速に救助にあたる。



(7)本校の門扉警備体制について

【通常時の警備体制（門の管理）について】

1 登校時

(1) 原則として朝の開門は8時10分（正門のみ）。

(2) 登校時は正門を開放。なお、児童へは登校時刻等について、次の点を指導する。

* 通常の授業時は、8時15分～8時25分の間に登校すること。

* 遅刻して門が閉まっている場合は、安全監視員に声をかけ通用門から入ること。

* 遅刻・欠席する場合は、学校に連絡すること。

(3) 正門指導（8時15分～8時25分）

* 正門で児童の登校を見守る。（施設管理人・安全監視員から挨拶・声かけをすること。）

* 8時30分に施錠。その際、児童の安全に十分配慮し、安全を最優先すること。

2 授業時・休憩時

(1) 門は施錠している。出入りがある場合は安全監視員が開錠、またはインターフォンにて職員室から開錠。

(2) 来校者は、安全監視BOXにおいて受付簿記入と来校者カードを着用後、職員室に来室するよう依頼する。

3 下校時、放課後

(1) 下校の際は、安全監視員の見守りのもと正門を開放し下校させる。

(2) 来校者については、授業時と同様。

(8) 児童の心のケアについて

(1) 基本的な考え方

① 日常的な心のケア

日頃から児童の健康観察を徹底し、情報共有を図るなどしてストレス症状の早期発見に努め、適切な対応を行う。

② 迅速で組織的な対応

児童の心のケアに当たっては、心の変化をいち早く把握し、迅速に組織的に対応する。

③ 関係機関との緊密な連携

児童の心のケアについては、学校だけで抱え込むことなく、家庭やスクールカウンセラー、専門医等の関係機関と緊密に連携する。

(2) 学校の役割

① 安心感を与える。

全教職員の情報交換や共通理解、児童への指導を通して、学校を児童に安心感を与えることのできる場にする。

② 自己有用感を与える。

これまでも行っている学級や学年集団等での自己有用感を味わわせるような活動や心を癒すような活動を意図的・意識的に行う。

③ 褒めて自信等をもたせる。

学校生活の中で、児童が自主的に考え判断したり、選択したりする機会を増やし、小さなことでもできたことを積極的に褒めて達成感や自信を持たせることが必要である。

(3) 心のケアの対応方法について

① 担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体でケース会議を行うなど組織的に対応し、教職員間の綿密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する。

② 児童の自己回復力を支援するために、教職員が心のケアについて校内研修等で正しい知識を持ち、児童の傷ついた心を理解し、適切な対応を行う。

③ 児童の発達段階、環境、そして回復状況に応じた対応をする。

(4) 児童への基本的な対応方法

① ストレス症状を示す児童に対して普段と変わらない接し方を基本とし、やさしく穏やかな声掛けをするなど本人に安心感を与える。

② 一人で悩んだり孤独感を持たずに済むように、信頼できる人に相談したりコミュニケーションをとる。

③ 学級活動等において心のケアに関する保健指導をする。発達段階に応じてストレスの対処方法を指導する。

④ 保護者に対しては、学校と家庭での様子が大きく異なることがあるため緊密に連絡を取る